



こぶし

ハンズ通信

編集発行

(株)ハンズホールディングス

〒860-0811
 熊本県熊本市中央区本荘
 6丁目8-7
 TEL. 096 (375) 4340
 FAX. 096 (375) 4341

3月

(弥生) MARCH

21日・春分の日

日	・	10	24
月	・	11	25
火	・	12	26
水	・	13	27
木	・	14	28
金	1	15	29
土	2	16	30
日	3	17	31
月	4	18	・
火	5	19	・
水	6	20	・
木	7	21	・
金	8	22	・
土	9	23	・

3月の税務と労務

- | | |
|--|---|
| 国 税 ／平成30年分所得税の確定申告 2月16日～3月15日 | 国 税 ／1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 4月1日 |
| 国 税 ／個人の青色申告の承認申請 3月15日 | 国 税 ／7月決算法人の中間申告 4月1日 |
| 国 税 ／贈与税の申告 2月1日～3月15日 | 国 税 ／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 4月1日 |
| 国 税 ／2月分源泉所得税の納付 3月11日 | 地方税 ／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告 3月15日 |
| 国 税 ／個人事業者の平成30年分消費税の確定申告 4月1日 | |

ワンポイント 日切れ法案

現行法で規定する時限措置の延長等を盛り込んでいるため、特定の期日までに成立しないと時限措置の期限切れとなり国民生活に支障をきたす法案。税法の場合、租税特別措置法で主に景気対策の政策税制として2、3年間だけ適用する等の規定をしており、年度末に期限切れとなる措置が多くあります。

「どうして」の「時」のために「遺言」のススメ



経営者のみなさんは日々の仕事に忙殺されている方も多いと思いますが、大切な財産の散逸や相続人間の争い防止などの対策はお済みでしょうか？遺言は死期が近づいてからするものと思っている方も、人間はいつ何時があるかわかりません。遺言は、自分が元気なうちに愛する家族のために、自分に万一のことがあっても残された者が困らないように作成しておくべきものです。相続問題は事前の対策がカギとなってきますので、遺言書の作成などの対策を進めていきましょう。

ちなみに、遺言は、満十五歳以上になればいつでもでき、訂正や取消し（撤回）も自由にできます。また、昨年七月に相続法が大きく改正され、自筆遺言の緩和など様々な改正が行われています。

1 そもそも、遺言とは？

遺言とは、自分が生涯をかけて築きかつ守ってきた大切な財産を、最も有効・有意義に活用してもらうために行う遺言者の意思表示です。遺言がないために、相続を巡り親族間で争いが起こることは少なくありませんが、今まで仲の良かった者が相続を巡って骨肉の争いを起こすことほど悲しいことはありません。

ることに主たる目的があります。

2 遺言の必要性が特に強い場合

ほとんどの場合において、遺言者が自分のおかれた家族関係や状況にふさわしい形で財産を承継させるように遺言しておくことが、遺産争いを予防するため、また後に残された者が困らないために必要なことであると言えると思いますが、次のような場合には遺言をしておく必要性がとりわけ強いでしょう。

- (1) 夫婦間に子供がいない場合
夫婦間に子供がいない場合の法定相続では、相続財産は、配偶者が四分の三、兄弟姉妹が四分の一の割合で分けることになりませんが、長年連れ添った配偶者に老後のために財産を全て相続させたいと思う方も多いでしょう。そのためには、兄弟には遺留分がありませんので、遺言をしておけば財産を全部配偶者に残すことができます。
- (2) 再婚をし、前の配偶者の子と現在の配偶者がいる場合

前の配偶者の子と現在の配偶者間では、とかく感情的になりやすく、遺産争いが起こる確率も非常に高いので、争いの発生を防ぐため、遺言できちんと定めておく必要性が特に強いといえるでしょう。

(3) 相続人でない親族に財産を引き継ぎたい場合

相続人ではない親族（例えば子の配偶者など）が被相続人の介護や看病をするケースがありますが、遺産の分配にあずかることはできず、不公平であるとの指摘がされてきました。昨年七月の民法改正（施行は今年七月）では、このような不公平を解消するために、相続人ではない親族も、無償で被相続人の介護や看病に貢献し、被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした場合には、相続人に対し、金銭の請求をすることができるようになりました。しかしながら現実的には争いの可能性も高いため、遺言でその親族に財産を遺贈する旨定めておいた方がよいといえます。

(4) 内縁関係にある人がいる場合

長年夫婦として連れ添ってきても婚姻届を出していない場合には、いわゆる内縁の夫婦となり、内縁者に相続権がありません。したがって、内縁者に財産を残してあげたい場合には、必ず遺言をしておかなければなりません。

(5) 家業・事業を継ぐ子がいる場合

個人で事業を経営したり農業をしている場合などは、その事業等の財産的基礎を複数の相続人に分割してしまうと事業の継続が困難となる可能性があります。このような事態を招くことを避け、家業等を特定の者に承継させたい場合には、その旨きちんと遺言をしておかなければなりません。

(6) 子の中に障害者等、経済的自立が困難な者がいる場合や分割しにくい財産がある場合

例えば、不動産など事実上皆で分けることが困難な財産を取

得する相続人を決めておいたり、相続人毎に承継させたい財産を指定したときや、身体障害のある子に多くあげたい、遺言者が特に世話になつていいる親孝行の子に多く相続させたい、可愛いくてたまらない孫に遺贈したいというように、遺言者のそれぞれの家族関係の状況に応じて具体的な妥当性のある形で財産承継をさせたい場合には、遺言をしておく必要があります。

(7) 相続人が全くいない場合

相続人がいない場合には、特別な事情がない限り、遺産は国庫に帰属します。このような場合に、特別世話になつた人に遺贈したいとか、お寺や教会、社会福祉関係の団体、自然保護団体、自分が有意義と感じる各種の研究機関等に寄付したいなどと思われる場合には、その旨の遺言をしておく必要があります。

3 遺言の方式

(1) 自筆証書遺言

自筆証書遺言とは、自分で書く遺言のことです。昨年七月の

民法改正前は全文の自書を要求していましたが、今年一月以降は方式を緩和して自筆証書遺言に添付する財産目録については自書でなくてもよいものとなり非常に利用しやすくなりました。ただし、財産目録の各頁に署名押印することが必要となっております。また、二〇二〇年七月十日以降は自筆遺言を法務局に預けることができるようになり、その場合、検認がいらないなどさらにその利用がしやすくなります。

(2) 秘密証書遺言

遺言の「内容」を秘密にして、遺言の「存在」のみを公証人役場で証明してもらいます。パソコンの使用や代筆が可能ですが自筆の署名と捺印が必要で、作成後は遺言者自身で保管しなければなりません。遺言書の「内容」を他人に秘密にしたまま遺言書の「存在」を明らかにでき、遺言書の偽造・変造の心配がほとんどないというメリットがありますが、作成時に公証人を利用しなければならぬため面倒な手続と費用がかかる、公証人

は遺言の内容まで確認するわけではないため遺言としての要件が欠けてしまう場合もある、執行時に家庭裁判所の検認の手続が必要となる、遺言書の滅失・隠匿の心配があるなどのデメリットがあります。

(3) 公正証書遺言

公証役場で公証人に作成してもらう遺言です。

「公正証書遺言」には、次のようなメリットがあります。

- ① 遺言者の意思に基づき公証人が作成するため、内容として適正で遺言無効を主張されるリスクが少なくなる。
- ② 公証人が原本を保管するため、偽造・変造・隠匿される恐れがない。
- ③ 家庭裁判所の検認手続が不要で、遺言の内容を相続開始後速やかに執行できる。
- ④ 「遺言検索システム」により検索が容易であること（遺言者が存命中は本人が検索でき、遺言者の死亡後は相続人等が検索請求をすることができます）。

二〇一九年（平成三十一年）

度税制改正では、今年十月の消費税率一〇％への引上げに伴う駆け込み需要とその反動を抑えることに焦点が置かれています。そして、消費税率引上げ分の税収については、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と財政再建に、概ね半分ずつ充当する方針のようです。

以下、主な改正項目のポイントを整理してみます。

【改正項目タイムスケジュール】

主な改正項目の適用時期は、次頁表のとおりです。

なお、前年以前の改正で適用時期が今年以降となる項目も記載しています。

I 個人所得課税

1 住宅ローン控除（住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除）の特例の創設
個人が、住宅の取得等（消費

税等の税率が一〇％である場合の住宅の取得等に限り）をして、二〇一九年十月一日から二〇二〇年十二月三十一日までの間に居住した場合、減税期間を十年間から十三年間に延長する措置が行われます。

なお、延長となる十一年目から十三年目までの各年の住宅ローン控除額は、次の区分に応じた金額のいずれか少ない方の金額となります。

- 一般の住宅
- 住宅借入金等の年末残高（四、〇〇〇万円を限度）×一％
- 〔住宅の取得等の対価の額又は費用の額〕当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（四、〇〇〇万円を限度）×二％÷三
- 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅



- 住宅借入金等の年末残高（五、〇〇〇万円を限度）×一％
- 〔住宅の取得等の対価の額又は費用の額〕当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（五、〇〇〇万円を限度）×二％÷三

2 森林環境税（仮称）の創設

国内に住所を有する個人一人当たり年額一、〇〇〇円の森林環境税（仮称）が創設されます。

適用は二〇二四年度からで、税収は森林の伐採や木材利用促進等に充てられます。

3 未婚のひとり親に対する個人住民税の非課税措置の拡大

未婚のひとり親の税負担軽減のため、児童扶養手当の受給者で前年の年収が約二〇四万円（年間合計所得一三五万円）以下のひとり親については、未婚でも住民税が非課税とされます。

II 資産課税

1 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設

認定相続人・受贈者が二〇一九年一月一日から二〇二八年十二月三十一日までの間に、相続等又は贈与により特定事業用資

産を取得し、事業を継続している場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人等が納付すべき相続・贈与税額のうち、取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税等の納税が猶予されます。

「特定事業用資産」とは

土地は四〇〇平方メートルまでの部分、建物は床面積八〇〇平方メートルまでの部分、建物以外の減価償却資産は固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象になつていないもので、貸借対照表に計上されているもの。

なお、認定相続人等が死亡した時まで資産を保有して事業を継続した場合等は、猶予税額的全額が免除されます。

2 教育、結婚・子育て資金贈与の非課税制度の見直し

祖父母や両親の資産を早期に若年世代に移転させることにより経済活性を図る目的で創設されている教育、結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈

改正項目タイムスケジュール
(○減税、●増税、△どちらともいえない)

2019年	1月	● 国際観光旅客税法施行、日本人・外国人ともに出国時に1,000円徴収
		○ 個人事業者が事業用の建物や宅地などを後継者に引き継ぐ際、相続税や贈与税の納税を猶予
	4月	● 教育、結婚・子育て資金の贈与について、2年間延長されるが、所得制限が導入される
	6月	△ ふるさと納税の返礼品割合等の厳格化
	10月	● 消費税率引上げ(8%→10%)
		○ 消費税の軽減税率(8%)の適用
		○ 消費税10%適用の住宅購入者は減税期間を10年間から13年間に
		○ 消費税率10%で購入した新車の自動車税を最大年4,500円引き下げ
○ 自動車取得税を廃止し、環境性能割を導入		
△ 法人事業税の見直し		
2020年	1月	● 所得税改革、年収850万円超の会社員は増税
		○ 多様な働き方に対応、基礎控除10万円引上げ
		● 給与所得控除及び公的年金等控除10万円引下げ
	4月	△ 大企業は法人税・消費税等の電子申告義務化
		△ 個人番号等が付された証券口座情報の効率的運用開始
2024年		● 森林環境税(仮称)導入
2026年	10月	△ ビール系飲料の税率統一

与税の非課税制度の適用期限が二年延長されます。ただし、信託等をする日の前年の受贈者の合計所得金額が一、〇〇〇万円を超える場合は適用できません。

3 相続税における配偶者居住権等の評価額

民法(相続関係)改正に伴い、相続税における配偶者居住権等評価額を、次の算式で求めることとなります。

● 配偶者居住権
建物の時価×建物の時価×(残

存耐用年数×存続年数)／残存耐用年数×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

● 配偶者居住権が設定された建物(以下「居住建物」という)の所有権

建物の時価×配偶者居住権の価値

● 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利土地等の時価×土地等の時価×存続年数に応じた民法の法

定利率による複利現価率

III 法人課税

1 イノベーション促進のため

の研究開発税制の見直し
さらなる生産性の向上に向けて試験研究費の税額控除の上限が法人税額の四〇% (現行二五%)に引き上げられます。

2 法人事業税の改正

近年、地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大していることから、通常の法人事業税を引き下げる代わりに、国税の特別法人事業税(仮称)が創設され、全国レベルでの調整が図られます。

3 中小企業者等の法人税率の軽減特例の延長

中小企業者等においては、各事業年度の所得金額のうち年八〇〇万円以下の金額について、租税特別措置による一五%の軽減税率(本則の軽減税率は一九%)が適用されています。

同制度の適用期限が二年延長されます。

4 仮想通貨の評価方法の見直し

法人が有するビットコインな

どの仮想通貨の評価方法について、時価法が導入されます。

IV 消費課税

自動車課税の見直し

二〇一九年十月一日以後に新車登録を受けた自家用車を対象に、排気量に応じて自動車税が一台あたり年一、〇〇〇円から四、五〇〇円引き下げられます。また、自動車取得税が廃止され、「環境性能割」が二〇一九年十月一日から導入されます。

V 納税環境整備

1 番号が付された証券口座情報の効率的利用
二〇二〇年四月一日から、マイナンバー(個人番号又は法人番号)が付された証券口座に係る顧客情報を税務上効率的に利用できる見直されます。

2 ふるさと納税の見直し

過度な返礼品競争が問題となつたふるさと納税制度について、返礼品を「寄附額の3割以下」「地域産品」にすることが制度適用の指定条件となります。二〇一九年六月以降の寄附から適用となります。

保険料免除制度の改正(国民年金)

国民年金には、収入減少や失業等により保険料を納めることが難しい者等を対象とした保険料免除・納付猶予の制度があります。

今回は、今年四月一日より創設される産前産後期間中の保険料免除および従来から設けられていた免除・納付猶予について説明します。

一 保険料を納付する者

国民年金の被保険者には次の三種類があります(任意加入の制度もあります)。ここでは割愛します。保険料を納付することとされているのは、①の第一号被保険者です。
① 第一号被保険者 国内に住む二十歳以上六十歳未満の者であって、②や③に該当しないもの(自営業者、学生、無職の者など)をいいます。
② 第二号被保険者 会社員等(厚生年金加入者)、

公務員等(共済年金加入者)が対象です。

③ 第三号被保険者

第二号被保険者の配偶者である二十歳以上六十歳未満の者です。ただし、健康保険の被扶養者とされない者(年間収入が一三〇万円以上の者など)は第三号被保険者とはならず、第一号被保険者となります。
※ ②と③は、国民年金の保険料を納付する必要はありませんが、第二号被保険者にかかる厚生年金保険料等の一部が、厚生年金保険制度等から国民年金制度に対して、「拠出金」(②と③の数に応じて算出)として拠出されています。

二 産前産後期間の保険料免除(新設)

平成三十一年四月一日より、第一号被保険者が出産を行った際には、産前産後の一定期間の保険料が免除される制度が始まります。

(一) 免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から四か月間の保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定

日又は出産日が属する月の三か月前から六か月間の保険料が免除されます。

保険料の前納を行っている場合は、免除期間分の保険料が還付されます。また、免除期間中であっても付加保険料は納付することができません。

(二) 対象者

第一号被保険者のうち、出産日が平成三十一年二月一日以降の者が免除の対象です。

なお、平成三十一年二月、三月に出産した者は免除の対象となりませんが、免除されるのは、平成三十一年四月(施行月)以降の期間のみです。

国民年金に任意加入している被保険者は、他の保険料免除や納付猶予と同様に、産前産後についても免除の対象とはされません。

(三) 申請

住民登録をしている自治体の国民年金担当窓口申請書を提出します。

提出は、出産予定日の六か月前から可能です(制度施行時において、平成三十一年四月以降のみ提出が認められ、事前受

付は行わないこととされています)。申請書は、各自治体での配布のほか、平成三十一年四月以降はインターネット上からも入手可能となる予定です。

(四) 添付書類

申請書には、次に掲げる書類(写し可)を添えて提出します。

① 出産前に届出を行う場合 母子健康手帳、医療機関が発行した出産の予定日等の証明書その他の出産の予定日を明らかにすることができる書類

② 出産後(③の場合を除く)に届出を行う場合 戸籍謄(抄)本、戸籍記載事項証明書、出生届受理証明書、母子健康手帳、住民票、医療機関が発行した出産の日等の証明書その他出産の日及び身分関係を明らかにすることができる書類

③ 死産等に係る届出を行う場合 死産証明書、死胎埋火葬許可

なお、届出時に、市町村窓口において、住基システム等により出産の日及び身分関係が確認できる場合は、証明書類を添える必要はありません。

証、母子健康手帳、医療機関が発行した死産等の証明書その他死産等の日及び身分関係を明らかにすることができる書類

(五) 過誤納金の扱い

産前産後免除に係る過誤納金は被保険者に還付されますが、保険料の未納期間があるときは、その期間に係る保険料に充当され、未納期間がなくなつたとき又は過誤納金が一か月分の未納保険料の額に満たない額になつたときは、充当されなかつた過誤納金が還付されます。

また、通常の保険料に合わせ付加保険料も納付されていた場合は、通常の保険料のみ還付されます。

(六) 年金受給時の扱い

産前産後の免除期間は、年金受給額を計算する際は「保険料納付済期間」に算入されず。死亡一時金及び脱退一時金の支給要件をみる場合も、保険料納付済期間に算入されず。

三 保険料免除等の概要

ここからは、改正点以外の保険料免除・納付猶予制度全般について触れていきます。

(一) 免除・納付猶予等

① 法定免除

生活保護（生活扶助）、障害年金（二級以上）等を受けている者等を対象とした免除制度です。

② 申請免除

本人・世帯主・配偶者の前年所得（一月から六月までに申請する場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合に、申請により保険料の納付が免除されます。

免除される額は、保険料の全額・四分の三・半額・四分の一の四種類があり、所得状況に応じて適用されるものが変わります。全額免除を例に挙げると、前年所得が次の式で計算した金額の範囲内のときに免除されます。（扶養親族等の数＋一）×三五万円＋二二万円

③ 保険料納付猶予

二十歳から五十歳未満の者で、本人・配偶者の前年所得（一月から六月までに申請する場合は前々年所得）が次の式で計算した金額以下の場合に、申請により保険料の納付が猶予される制

度です。

（扶養親族等の数＋一）×三五万円＋二二万円

②は、「本人・世帯主・配偶者」の所得状況により免除可否の判断をしますが、③は、「本人・配偶者」の所得状況により判断します（世帯主の所得は勘案しない）。

④ 学生納付特例

大学、短期大学、高等学校、高等専門学校などに在学する学生からの申請により在学中の保険料の納付が猶予される制度です。

学生本人の所得状況が次の式で計算した金額以下であるときに対象となり、②や③のように家族（世帯主や配偶者）の所得の多寡を問いません。

一一八万円＋扶養親族等の数×三八万円＋社保料控除額等

これらの免除等のほか、配偶者からの暴力により配偶者（加害者）と住所が異なる者を対象とした特例免除、失業等による特例免除もあります。

(二) 受給資格期間・年金額

① 受給資格期間
例えば、老齢基礎年金を受給するには、被保険者期間が十年

以上であることを要します。

この受給資格期間の長さをみるときに、免除・納付猶予等の期間を算入することができます。

② 年金額

免除の種類により年金額の計算方法が異なります。

例えば、全額免除の場合は、保険料を全額納付した場合の年金額の二分の一（平成二十一年三月分までは三分の一）として計算されます。なお、(一)の③（保険料納付猶予）と④（学生納付特例）は、前述の受給資格期間には算入されませんが、老齢基礎年金の計算の際は、この期間を含めずに計算します（保険料納付猶予と学生納付特例の期間があつても年金額には反映されない点に注意を要します）。

(三) 追納

免除・納付猶予等の期間は、十年以内であれば、後から納付（追納）して老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることができます。

ただし、免除・納付猶予等を受けた期間の翌年度から起算して三年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。

防災・減災

3月1日は防災用品点検の日です。関東大震災が発生した9月1日が防災の日であることは一般によく知られているところですが、その9月1日を基点に、季節の変わり目となる年4回(3月1日・6月1日・9月1日・12月1日)、防災用品を点検し、災害に備える日として防災・危機管理アドバイザーの山村武彦氏によって提唱・制定されたそうです。

元々自然災害の多い日本ですが、昨年は地震に台風、集中豪雨など大変多くの災害や災害レベルの悪天候に見舞われました。また、悪天候が予測される際の鉄道各社による計画運休が一般的になってくるなど、災害に対応する社会の動きも日々変わりつつあります。年に一度の防災の日だけでなく、年4回ある防災用品点検の日を機会に、ご自身の防災・減災の取り組みが十分であるかどうか考えてみるのはいかがでしょうか。

か。

家庭においては、まず家庭用防災用品のチェックを。期限切れのものはないか、必要な薬などが以前準備した時から変わっていないかの確認です。また、食料の備蓄は十分か、何日分の備蓄が望ましいのかなど、情報をチェックすることも必要です。さらに、外で災害に遭った場合に備え、家族間での連絡方法の確認や、車や鞆に最低限の防災用品を準備しましょう。また、避難する場合に備え、自治体のハザードマップも必要です。

職場においては、災害が起こった時の指揮系統の確認、避難訓練の実施、従業員が帰宅困難になった場合の備蓄アイテムの準備や非常時の連絡方法、出社困難になった場合の対応はどうか等、社内での確認が必要です。

上記については、必要なことのごく一部に過ぎません。最新情報を積極的に取り入れ、できる限りの準備を心がけましょう。

いちごジャム

近年、ハウス栽培の技術の進歩により、晩秋から初夏にかけ長い期間いちごを楽しむようになりました。3月に入りシーズンも後半を迎えましたが、これからがいちご本来の旬の季節です。おいしくて安い旬の露地ものいちごを使ってジャムを作ってみませんか？

材料はいちご・砂糖・レモン果汁。砂糖はお好みで、いちごの20%くらいから、甘い方が好きな人は50%くらいまで。鍋にいちごと砂糖を入れ数時間放置します。いちごから水分が出たら火にかけ一気に沸騰させます。灰汁を除いたらレモン果汁を加え、色を鮮やかにし静かに煮詰めます。煮沸消毒した瓶に詰めて完成です。砂糖の量によって保存できる期間は変わります。とても簡単ですが、素晴らしくおいしいジャムができます。安くいちごを手に入れたら、ぜひお試しになってみて下さい。

アートフラワー

送別会の贈り物にアートフラワーはいかがでしょう。三月は、なにかと人の動きの多い時期で、送別会で花束を贈る光景もよく見られます。去つてゆく方への感謝や労いの気持ちを込めた花束ですが、日が経つにつれてだんだん枯れていく様が寂しさを感じさせることもあります。アートフラワーとは要は造花

のことですが、昔の造花のイメージとは違い、現在はひと目見ただけでは生花か造花か分からないほど精巧に作られた美しいものがたくさんあります。応援の気持ちを込めたアートフラワーが、新天地で頑張る方の小さな支えとなればとても素敵なことですね。新しくお店などを開かれる方への贈り物としてもとても喜ばれると思います。